愛調レター

号外



H20.1.28 「センター愛媛」認証記者発表

愛媛県土地家屋調査士会

愛媛県土地家屋調査士会の境界問題相談センター 愛媛(境界110番)は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を取得しました!!

愛媛県土地家屋調査士会の境界問題相談センター愛媛(境界 110番)は、平成 20年 1 月25日裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR 法)に基づき法務大臣より認証されました。

当センターは、全国で8番目、四国や中国・九州では初めての認証 ADR 機関となります。また、大都市圏以外の地方の ADR 機関としても最初の認証となります。

境界問題相談センター愛媛は、平成 18 年 9 月から運営を開始しましたが、そのサービスが法律に定める基準・要件に適合しているものとして法務大臣の認証を受けました。認証取得で、一定の要件の下に時効中断などの法的効果が認められることとなり、県民の皆さんにより安心して利用していただくことができるようになりました。

また、認証に際し、1月26日(土)「土地境界実務と時効」についての研修会にて講師をされました、愛媛大学助教授の田中淳子先生よりお祝いのお花を、大阪土地家屋調査士会市原一勲会長及び境界問題相談センターおおさか運営委員会委員一同様より御祝電をいただきました。

この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

平成20年1月25日「センター愛媛」認証記者発表風景



岡田会長挨拶



取材風景



三宅センター長より経緯説明



NHKより取材をうける岡田会長

岡田潤一郎 会長コメント

境界問題相談センター愛媛(境界 110 番)は、土地の境界に関する紛争を当事者の主体性を大切にしながら解決するお手伝いをすべく平成 18 年 9 月 25 日より、愛媛弁護士会の多大なる協力を得て設立したものでありましたが今般、関係各位のご努力により法務大臣の認証を受けることが出来ました。関与いただいた全ての皆様、応援いただいた会員の皆様、また一方ならぬご支援をいただきました当会学術顧問の和田直人先生には心より感謝申し上げるしだいです。

今回の法務大臣による認証にともなう社会的責務と責任を組織として会員全員が、 自らの喜びと誇りととらえ、常に謙虚な姿勢で努力し、今後も「日本で一番温かい ADR 機関」を目指して紛争を抱えて困っている人々の心の霧が少しでも晴れるよう専 門家として精進してまいりましょう!

三宅雄二 センター長コメント

境界問題相談センター愛媛が、平成 20 年 1 月 25 日付けADR法に基づき法務大臣から認証されました。設立前から委員として関与させていただき、また、認証に際しては、センター長として関与させていただいたことは、私自身貴重な経験でしたし、また、この数年間一緒に頑張ってきた仲間に巡り会えたことは、認証以上にありがたいことだと思っています。

誤解を恐れず申し上げれば、境界問題相談センター愛媛にとっての認証は、「一つのステップ」に過ぎません。私個人は、ADR法の認証をいわゆる「メリット」「デメリット」という括りでとらえ終わらせるものではありません。

これからも取り組んで行く『紛争解決』への関わりの中で、境界問題相談センター愛媛が、乗り越えなければならない課題は残っていると感じています。それが、見えてきたように思います。

認証が与えてくれた恩恵は、まさに、次なるステップへの気づきだったと思えて仕 方ありません。

境界問題相談センター愛媛が、今度は、「利用者から認証される日」まで、全会員のみなさまと試行錯誤を繰り返しながら進化して行きたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げ、認証に際してのコメントとさせていただきます。

(1) 境界問題相談センター愛媛

- 設立年月日 平成18年9月25日
- 所在地 愛媛県松山市南江戸1丁目4番14号 (愛媛県土地家屋調査士会内)
- 本センターは、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するために、土地 境界に関する民事の紛争について紛争解決をはかるための手続を、公正か つ適切に実施することで、土地家屋調査士と弁護士の専門的な知見を活用 し、当事者の主体性を尊重した紛争解決の機会を提供しています。
- (2) 裁判外紛争解決手続とは (法務省ホームページより)
 - http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/tetsuzuki.html

「裁判外紛争解決手続」とは、裁判によることなく、法的なトラブルを解決する方法、手段など一般を総称する言葉です。例えば、仲裁、調停、あっせんなど、様々なものがあります。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律では、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」をいうものとしています。

- ※ 英語では、「Alternative Dispute Resolution」(「裁判に代替する紛争解決手段」)といい、我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれることがあります。
- (3) 法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証手続(かいけつサポート)とは (※上記 法務省ホームページより)

かいけつサポート(認証紛争解決サービス)とは、身の回りに起こるものから、 専門的な分野のものまでの様々な法的トラブルについて、公正中立な第三者が、ト ラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、話し合いによって解決することをサ ポートするサービスです。かいけつサポートは、そのサービスが法律に定める基準・ 要件に適合しているものとして法務大臣の認証を受けています。

(4) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律について(※上記 法務省ホームページより)

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになっています。

このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があること はもちろんですが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁 判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれます。

そこで、裁判以外の解決方法をこれまで以上に充実させ、法的なトラブルに巻き込まれた方が、その解決を図るのにふさわしい方法を選択できるようにするため、司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が制定され、平成19年4月1日から施行されました。

この法律は、まず、裁判外紛争解決手続について、その基本理念、情報提供に努

めるべき国の責務などを定めています。

また、民間事業者が行う調停、あっせんなどの和解を仲介する業務を対象として、 それが法律で定めた基準・要件に適合しているものに法務大臣が認証する制度を設 けています。そして、認証された民間事業者の手続を利用した場合には、一定の要 件の下に時効中断などの法的効果が認められるなど、その利便性を高めています。



認証通知書

認証番号 第8号

氏名又は名称 愛媛県土地家屋調査士会

代表者又は管理人 岡田 潤一郎

住 所 愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づき,民間紛争解決手続の業務について認証する。

平成20年1月25日

法務大臣 鳩山邦夫

(岡田潤一郎会長)と愛 県土地家屋調査士会 境界問題相談センター愛媛 (武田秀治会|山市南江戸一丁目) R機関に |長)が運営する「境界問 題相談センター愛媛」(松 認証 全国2番目 問題処理機関としては大 受けたと発表した。境界 阪土地家屋調査士会に次 に基づくADR機関とし き利用促進法(ADR法) 十八日、裁判外紛争手続 法務大臣から認証を を解決する機関として設 年九月、裁判によること いで三番。 士五十五人と弁護士二十 立。現在、土地家屋調査 同センターは二〇〇六 件の相談を受け、弁護士 が五十五件、うち六件が を交え法的助言した事実 いる。これまで百三十六 調停に入った。 人が相談や調停をして ADR機関はこれま | する「日本スポーツ仲裁| で、スポーツ紛争を解決 | 民事上の紛争を解決する 「家電製品PLセンター」 機構」や家電製品事故の などが認証を受けて

◆県土地家屋調査士会に法務大臣認証 愛 媛県土地家屋調査士会(松山市、岡田灣セッタ 会長)は28日、同会の「境界問題相談セッター 愛媛」が、裁判外紛争解決手に起って利益。 促進に関する法律(ADRA法)に基づ年やを でのサービスが法律に定める基準・用件を たした。とした。と 発表は全国で8番目。中・四国、九州では 初のの要件の下に時効中断などターいると と発表は全国で8番目。中・四国、九州では 初のの要件の下に時効中断などターいる。 同センターはといただける」として運営を開始。 土地家屋知識を生かしては多り、に運営を開始。 土地家屋知識を生かして関題解訴訟を 一門的ないとができます」とは となり、当事者の利害や価値観にった本 軟な解決方法をとるとができます」と 温かいADR機関を目指しています」と にたた。 ◆県土地家屋調査士会に法務大臣認証 媛

H20·1·29 產経新聞記事

ていた。

愛媛新聞記事 $H20 \cdot 1 \cdot 29$